

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 66 回）
2. 日 時	平成 30 年 5 月 9 日（水）午前 10 時 ～ 午前 11 時 10 分
3. 議 案	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項～金商業におけるマネロン等対応について～」の検討 2. その他
4. 主な内容	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項～金商業におけるマネロン等対応について～」（以下「マネロン対応」という。）の検討 事務局より、資料 1 に沿って、前回会合後に実施した「マネロン対応」に関する意見照会の結果と修正案を説明後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 本日の意見交換を踏まえ、主査及び事務局において修正の上、金融庁に確認し、必要に応じて本WGを開催することとなった。 （主な意見等） 検討事項 6 / 項番 16 ・ 意見を踏まえた対応（案）の記載内容について、現行の記載だと実務的な運用が難しいのではないかと感じたため、以下 3 点申し上げたい。 ①「インターネットの利用頻度が低いと思われる属性（例、80 歳以上）の顧客への定期的な連絡」に関し、例えば、現在 80 歳未満で非対面取引を行っている顧客が 80 歳を迎えたら直ちにリスク低減策の対象になることは疑問である一方、80 歳未満の時点で対面取引を行っていた顧客が 80 歳を迎えてから非対面取引に移行することはなりすましの疑いを考える等の違和感がありリスク低減策の対象とすべきと考える。「インターネットの利用頻度が低いと思われる属性（例、継続的に対面取引を利用していた 80 歳以上）の顧客が非対面取引を開始した場合の定期的な連絡」という表現に修正してはどうか。 ②「取引開始前又は直後の電話による連絡」に関し、インターネット専業会社を選択する顧客は電話連絡を好まないことが多い傾向にあるため、電話連絡を行うことを当然のように記載することに違和感がある。冒頭に「通常、電話による連絡を行う会社の場合、」と追記してはどうか。 ③「携帯電話番号の変更時の確認」に関し、昨今、顧客の携帯電話番号が変更になることはよくあり、その都度本人確認書類の提出を求める等の対応は顧客にとって手続負担が過大となり、かえって適時の登録情報の変更を躊躇させる可能性もある。また、当該記載の直下の※書き（口座開設直後に登録電話番号やメールアドレスの変更を行った顧客の抽出し合理的理由の有無を確認する。）と内容が重複するため、当該記載は削除してよいと考える。

→ 「はじめに」にも記載したとおり、「マネロン対応」には広く協会員の実務に照らして様々な具体例を記載している。今回の意見照会で意見をいただいた年齢等の基準についてはあくまで例示であるので、必ずしも「マネロン対応」に記載のある方法で対応していただく必要はなく、各社において基準を作って対応していただければ良いと考えている。また、インターネット取引を行う顧客に関しては当局もマネロン対策上注意深く見ており、特に顧客とインターネット以外での接点がない場合のリスクを危険視しているようである。電話連絡に限定するものではないが、証券会社としてはインターネット以外で何かしらの接点を持つことを重要視している旨、「マネロン対応」上でもアピールをすべきだと考える。(事務局)

検討事項 8、9／項番 19

- ・ 「実在しない（確認できない）会社名や部署名、大学の学部等を届け出る顧客」という記載に関し、当社では、会社の所属部署名や、経歴として所属した学部までは通常聞いていないので、ここまでの届出が基準なのか疑問である。
→ 事務局としても金商業における実務でどこまでを届出内容としているか図りかねたため、頂戴した意見のとおり記載した。ただ、実際に会社の部署や大学の学部等までを届出事項としている協会員は多くないと思われるので、「実在しない（確認できない）会社名や団体名、大学名等を届け出る顧客」という表現に修正することとしたい。(事務局)

検討事項 18、19／項番 57

- ・ 「インターネットでの発注時間が深夜や未明の一定時間のみに集中等」という記載に関し、確かにインターネット取引が深夜等に集中していたら一般的には不自然ではあるものの、商品によっては深夜等が取引時間となり、当該時間に発注することが自然なものもある。「取扱商品の取引時間に近接しない日本時間の深夜等に発注が集中している場合には非居住者の疑いがある」旨、明確化していただけないか。
→ 修正する方向で検討したい。(事務局)

その他 3／項番 20

- ・ 文末の「解消する必要がある」という記載に関し、実質的支配者の未確認口座への対応は時間をかけて行うものなので、直ちに解消できるものではないと思われる。「解消に努める必要がある」若しくは「解消を進めていく必要がある」といった表現の方が馴染むのではないか。
→ 主査と相談の上、修正する方向で検討したい。(事務局)

	検討事項 1 ～ 5、 7、 10～17、 20 及びその他 1 ～ 2 特段意見なし。 (その他意見等) ・ 項番 2 に＜非対面取引専門会社の対応＞ということで非対面取引の対応例を挙げているが、専門会社に限らず非対面取引を行う会社が対応すべき事項であると考えことから、＜非対面取引を行う社の対応＞と修正してはどうか。 → そのように修正する。(事務局) ・ 項番 2 で犯収法 Q&A から「対面取引口座（来店及び訪問又は営業への電話によるも可能な口座）」と引用しているが、一部脱字があるため修正願いたい。 → 「対面取引口座（来店及び訪問、又は営業店への電話による取引も可能な口座）」と修正する（犯収法 Q&A Q53 参照）。(事務局) 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）